

3

その他の改定

1

電車等の破損を伴わず運行不能にした場合の補償範囲の拡大

改善

お車が線路等に立ち入り、電車などの破損を伴わなかったものの、運行不能としてしまった場合の賠償責任について、新たに対物賠償等の補償対象とします。

	現 行	改 定
電車などの破損を伴い、運行不能としてしまった場合※	○	○
電車などの破損を伴わず、運行不能としてしまった場合※	×	○

※損害賠償請求がある場合に補償の対象とします。

2

車両損害付随諸費用補償(代車費用補償)の支払要件の拡大

お車に生じた損害が全損以外で、その損害を修理しない場合であっても支払対象とします。
また、支払対象期間を「事故の発生日から最大で1年以内」に拡大し、支払対象期間内にレンタカーを借り入れた日から30日を限度に補償の対象とします。

	現 行	改 定
1日あたりの共済金	7,000円を限度	7,000円を限度 ※有償貸渡業許可事業者のレンタカーに限る。
支払限度日数	事故日から30日を限度 (全損として共済金を支払った日以降は支払対象外)	代車を借り入れた日から30日を限度 修理完了や車両再取得以降は支払対象外 (事故日から1年以内)
免責事項	全損以外で被共済自動車を修理しない場合	なし
自然災害時の特例	レンタカー、タクシー	レンタカー、タクシー、公共交通機関など 総額(21万円限度)内の個別認定可

3

新規加入・契約変更時の付帯の停止

以下の補償・自己負担額については、新規加入・契約変更時の付帯を停止します。

- 搭乗者傷害特約の「家族限定補償型」
- 車両損害補償の「補償額限定一般補償」
- 車両損害補償の自己負担額「30万円」
- 対物賠償の自己負担額「3万円」「5万円」「10万円」(マイバイク特約の対物賠償を含みます)

4

契約中断事由の追加・中断証明書の発行期間の伸長など

改善

- 自然災害による契約中断を可能とするために、契約中断事由に「災害により被共済自動車が滅失した場合」を追加します。
- 中断証明書の発行期間を、契約の中断日(中断前契約の満期日または解約日)の翌日から起算して5年(現行は13ヵ月)以内の日に変更します。
- 契約中断期間(海外渡航を除く)について、中断前契約の共済期間または保険期間の満了日(共済期間等の中で解約された場合は、その解約日)の翌日から起算して、10年間に統一します(現行は二輪自動車契約における主たる被共済者の妊娠についてのみ3年間)。

※ここに記載している内容は、商品改定の概要を説明したものです。ご契約の際には「リーフレット」および「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

お問い合わせ

ご不明点については、こくみん共済 coop までお問い合わせください。
詳細は当会ホームページ掲載の「定型約款」、または「ご契約のしおり」でもご確認いただけます。

「定型約款」「ご契約のしおり」
閲覧方法

スマートフォン・
タブレットから



パソコン
から



「こくみん共済 coop」ホームページ
サイト内検索(画面の右上)
▶ しおり で検索

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合連合会

coop

たすけあいの
輪をむすぶ

2025年4月改定

マイカー共済

自動車総合補償共済

商品改定のご案内

平素より、マイカー共済にご加入いただき、ありがとうございます。

マイカー共済は2025年4月1日以降に更新を迎えるご契約より商品改定を行います。

皆さまに、より安心・納得してご継続いただけるよう、補償・サービスの向上に努めてまいります。

主な改定内容

1

補償の改定

2

共済掛金の改定

3

その他の改定

1

補償の改定

1

車両損害補償(エコノミーワイド・エコノミー)の補償範囲の拡大

改善

あてにげ等の事故についても補償できるようにしてほしいとの組合員からのご要望にお応えし、エコノミーワイドおよびエコノミーの補償範囲に「他の自動車との衝突(あてにげ)」「人・動物との衝突」「自転車等との衝突」を追加し、補償範囲を拡大します。

	現 行		改 定	
	エコノミーワイド	エコノミー	エコノミーワイド	エコノミー
他の自動車・原付との衝突(あてにげ除く)	○	○	○	○
他の自動車・原付との衝突(あてにげ)	×	×	○	○
火災・爆発、いたずらによる破損、盗難、 飛来中等の他物との衝突、自然災害	○	×	○	×
人との衝突、動物との衝突、 自転車・シニアカーなどとの衝突	×	×	○	○
上記以外の他物との衝突	×	×	×	×

2

車両損害付随諸費用補償(遠隔地事故諸費用補償)の拡大

遠隔地で事故が発生した際の補償ニーズにお応えするために、現行の陸送等費用を車両搬送費用と車両引取費用に区分し補償上限を拡大します。

また、より利便性を高めるため代替交通費用(現行の帰宅等費用)を改善し、ご利用の少ない宿泊費用は廃止します。

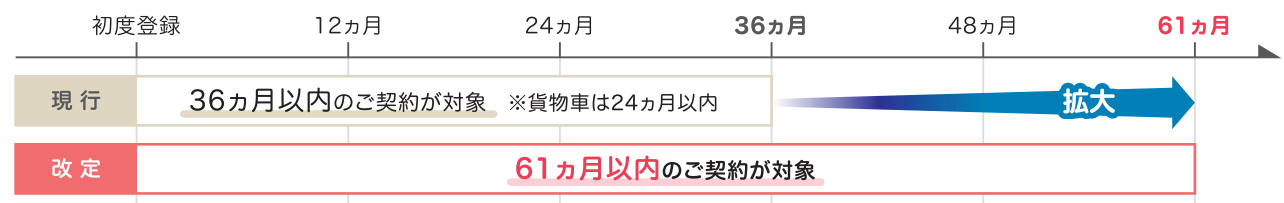
	現 行	改 定
陸送等費用	10万円限度／1事故	車両搬送費用 15万円限度／1事故
宿泊費用	1万円／1泊を限度	車両引取費用 10万円限度／1事故
帰宅等費用	1万円／被共済者1名	宿泊費用 なし
		代替交通費用 5万円限度／1事故 ※タクシーを利用する場合は3万円限度／1事故

90c24A042(24.10.940,440,コ)

3 新車買替特約の付帯条件の緩和 改善

新車買替特約の付帯できる期間について、共済期間の満了日が初度登録(検査)年月から「61ヵ月以内」に緩和します。

〈満了日時点での初度登録(検査)年月からの経過月数〉



4 運転者本人限定特約の新設 NEW

世帯構成の多様化により、ご本人しかお車を運転されないケースも多く、運転者を本人に限定した分、掛金を安くしてほしいとのご要望が多く寄せられていたため、「運転者本人限定特約」を新設します。

(○:補償します ー:補償しません)	割引率	運転者の範囲				
		主たる被共済者	主たる被共済者の配偶者	同居の親族、別居の未婚の子	別居の既婚の子	友人・知人
運転者本人限定特約	9%	○	ー	ー	ー	ー
運転者本人・配偶者限定特約	現行8% ▶ 改定6%	○	○	ー	ー	ー
特約をセットしない	ー	○	○	○	○	○

5 新車割引の適用期間の拡充と割引率の見直し

お車の使用年数の長期化がみられることから、新車割引が適用できる期間を最長3年間から最長5年間に拡大します。また、割引率の見直しを行います。

	車種	前契約有無	現行	改定
被共済自動車の 初度登録年月の翌月から 25ヵ月以内	普通・小型乗用車	なし(6等級)	14%割引	12%割引
		上記以外	7%割引	7%割引
	軽四輪乗用車	なし(6等級)	8%割引	12%割引
		上記以外	2%割引	4%割引
被共済自動車の 初度登録年月の翌月から 26ヵ月以上49ヵ月以内	普通・小型乗用車	なし(6等級)	割引適用なし	11%割引
		上記以外		5%割引
	軽四輪乗用車	なし(6等級)		10%割引
		上記以外		2%割引

6 22等級における割引率の拡大 改善

これまでの共済金のお支払い状況などを踏まえ、「無事故割引等級22等級(事故なし)」の割引率を65%割引(現行64%割引)に拡大します。

等級	現行	改定
22	64%割引	65%割引

7 心神喪失等事故被害者救済補償特約の新設 NEW

近年の高齢化により、認知機能が低下している高齢者の交通事故に社会的関心が高まっていることから、心神喪失等による損害賠償責任を負わない事故も補償できるように特約を新設し、すべてのご契約に自動付帯します。

例えば、認知症などの運転者が起こした事故について、責任能力がないと認められたことにより損害賠償責任を負わなかった場合であっても、被害者などに生じた損害の補償が可能となります。

〈運転者に法律上の損害賠償責任がない場合の補償内容〉

	現行	改定
相手方のお車などの損害	×	○
相手方のけがなど	×	○

※自動車損害賠償保障法に基づき法律上の賠償責任があるとされ、対人賠償で補償可能なケースもあります。

8 入替自動車の自動補償の拡充 改善

十分に被害者救済ができるように、入替自動車の取得日の翌日から起算して31日以降に契約者がお車の入替手続きを行った場合についても、賠償責任等に限って補償を拡大します。

〈入替自動車の自動補償の補償対象〉

	現行	改定
入替自動車取得日の翌日から起算して30日以内の事故	○ すべての補償	○ すべての補償
入替自動車取得日の翌日から起算して31日以降の事故	×	○ 対人賠償、対物賠償、被害者救済費用等補償特約、心神喪失等事故被害者救済補償特約

9 新規運転者の自動補償特約の新設 NEW

運転者年齢条件や運転者限定特約の変更手続きが漏れた場合について、被害者救済の観点から、補償対象となる期間や補償範囲を拡大します(現行の「年齢条件特約の不適用に関する特約」などは廃止とします)。

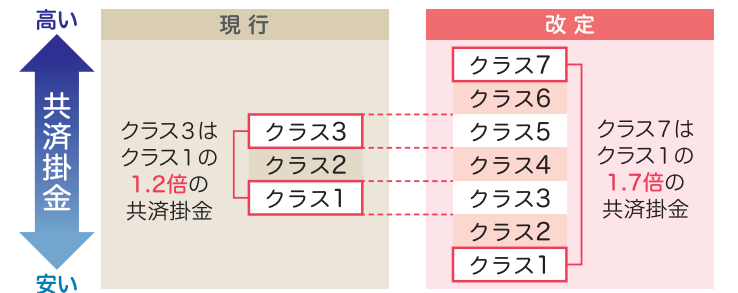
2 共済掛金の改定

1 掛金水準の見直し

これまでの共済金のお支払い状況などを踏まえ、共済掛金の見直しを行います。これに伴い、一部のご契約におかれましては、共済掛金の引き下げ・引き上げが発生します。

2 軽四輪乗用車の型式別掛金クラスの拡大

軽四輪乗用車の普及に伴う自動車ごとの安全性能の多様化などにより、型式別の事故実績にも差が見られるようになっていきます。型式ごとの事故実績等を適切かつ公平に共済掛金へ反映するために、軽四輪乗用車の型式別掛金クラス数を3クラスから7クラスに拡大します。



3 等級別割引・割増率の改定

以下の通り、等級別掛金率(割引・割増率)の見直しを行います。

等級	現行		改定	
	事故なし	事故あり	事故なし	事故あり
22	-64%	-43%	-65%	-44%
21	-64%	-43%	-63%	-44%
20	-64%	-43%	-63%	-44%
19	-60%	-41%	-59%	-42%
18	-58%	-40%	-57%	-39%
17	-57%	-38%	-56%	-37%
16	-55%	-36%	-54%	-35%
15	-54%	-34%	-53%	-33%
14	-53%	-33%	-52%	-32%
13	-52%	-31%	-51%	-30%
12	-51%	-29%	-50%	-28%
11	-50%	-28%	-49%	-27%
10	-45%	-26%	-46%	-25%

等級	現行		改定	
	事故なし	事故あり	事故なし	事故あり
9	-43%	-24%	-44%	-22%
8	-32%	-22%	-33%	-20%
7	-26%	-21%	-27%	-19%
6※	-10%		-9%	
5	10%		8%	
4	30%		27%	
3	50%		53%	
2	64%		63%	
1-1	85%		82%	
1-2	100%		104%	
1-3	110%		111%	
1-4	120%		124%	
1-5	130%		135%	

※前契約がある場合の割引率です。初めて契約される場合(前契約なし)は、9%(現行7%)の割増率が適用されます。